

新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、結婚を希望する市民の結婚活動を後押しするため、新潟県が運営する婚活マッチングシステム「ハートマッチにいがた」(以下「ハートマッチにいがた」という。)の入会登録料に対し、新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、新潟市補助金等交付規則(平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象者(以下「対象者」という。)は、本市に住所を有する者であって次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 20歳以上であって、現に婚姻をしていないこと。
- (2) 市税等(市外から転入している場合においては、転入前の市区町村民税)を滞納していないこと。
- (3) 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に負担したハートマッチにいがたの2年間の登録に係る初回又は更新の入会登録料とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、5,000円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、「新潟市オンライン申請システム(e-NIIGATA)」により市長に申請しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 市町村民税の納税証明書の写し
- (3) ハートマッチにいがたの入会登録料に係る領収書の写し
- (4) 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、会員登録料を支払った日の属する年度の末日までに行わ

なければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、第6条の規定による通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他この要綱に違反する行為があったとき。

(予算による制限)

第8条 この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）新潟市長

（申請者）

氏名

新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付申請書兼実績報告書

新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請及び報告します。

1 申請内容

ふりがな 氏 名			
生年月日	年 月 日		
住所(自宅)	〒		
電話番号		E-mail	
添付書類	☐ 住民票の写し ☐ 市町村民税の納税証明書の写し ☐ ハートマッチにいがたの入会登録料に係る領収書の写し ☐ 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し ☐ その他市長が必要と認める書類		
補助金申請額	5,000 円	登録年月日	年 月 日

2 補助金の振込口座（※補助金の振込口座は、申請者本人の口座とします。）

銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合・その他																	
										支店 本店	預金種別					普通	当座
口 座 番 号																	
フリガナ																	
口 座 名 義 人																	

3 同意・誓約事項

同意・誓約事項（□にレ点を記入してください。）	
☐	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものではありません。
☐	過去に本補助金の交付を受けたことはありません。

様式第 2 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

新潟市長

印

新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記補助金について、下記のとおり交付決定および確定しましたので、新潟市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額および確定額

金 5, 0 0 0 円